

2016年12月
一般財団法人 上越環境科学センター

去る11月28日、毎年恒例の公開講座を開催いたしました。PCB廃棄物処理、水銀大気排出規制、食中毒と幅広い分野の題目についてご参集の皆様から熱心に聴講頂き、今後も情報発信の役割を担うべく精進したいと思いを新たにしております。



さて、今回のJECニュースでは、「水銀に関する法改正」、「水銀使用製品の表示等について」、「土壌汚染等に係る告示等の改正」、「水質汚濁防止法に係る改正」、

「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」の一部を改正する告示の公布について、「新潟県エコアクション21 10年継続表彰式典／セミナー」について取り上げます。

1. 水銀に関する法改正

「大気汚染防止法の一部を改正する法律（H27年法律第41号）」（JECニュースNo.36に掲載）、「大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令（H27年政令第379号）」の施行に伴い、「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（H28年政令第299号）」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（H28年政令第298号）」が9月7日に、「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（H28年環境省令第22号）」が9月26日に制定・公布されました。下線の概要を以下に記載します。

水銀の排出規制に関する詳細は、**別添の補足資料「水銀大気排出規制について」**をご覧ください。

【改正の概要】

●水銀排出施設の種類及び規模、排出基準を定めた

水俣条約の対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設		排出基準(μg/Nm ³)(注1)	
			新設	既設
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー	石炭専焼ボイラー及び 大型石炭混焼ボイラー		8	10
	小型石炭混焼ボイラー(注2)		10	15
非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び 工業金)製造に用いられる 精錬及び焙焼の工程	一次施設	銅又は工業金	15	30
		鉛又は亜鉛	30	50
	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	100	400
		工業金	30	50
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉		30	50
	水銀含有汚泥等の焼却炉等		50	100
セメントクリンカーの製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉		50	80(注3)

(注1) 酸素換算は、石炭燃焼ボイラー6%、セメントクリンカー製造用焼成炉10%、廃棄物焼却炉・水銀含有汚泥等焼却炉12%

(注2) 伝熱面積が10m²以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり50L以上であるもののうち、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり100,000L未満のもの。

(注3) 原料とする石灰石中の水銀含有量が0.05 mg-Hg/kg-Limestone(重量比)以上であるものについては、140μg/Nm³

●水銀排出施設の届出等に係る様式を定めた

●水銀濃度の測定頻度や測定結果の取扱いを定めた

☆ 併せて **排出ガス中の水銀測定法** が定められました。(H28年環境省告示第94号)

●要排出抑制施設：「製鉄の用に供する焼結炉(ペレット焼成炉を含む)」と「製鋼の用に供する電気炉」

●施行期日：平成30年4月1日(水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成30年4月1日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日)

JECで測定対応いたします

2. 水銀使用製品の表示等について

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」第 18 条に基づき、消費者による製品廃棄時の適正分別・排出に資するための水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の情報提供について、経済産業省及び環境省はガイドラインとして望ましい在り方を示しました。水銀汚染防止法第 18 条は 2016 年 12 月 18 日に施行ですが、製品表示等は順次効率的・効果的に開始することとなります。

水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン（H28.9.15 公表）【概要】

- 本ガイドラインは、水銀使用製品の製造・輸入事業者が表示等情報提供を行う上で参考とするもの。本ガイドラインを踏まえ、業界団体が自主ガイドラインを策定等する場合はそれに従うことが望ましい。
- 水銀使用製品としての取扱いが必要であることが消費者にとって分かり易い形で情報提供を行う。
- 既製造品についても製品本体表示以外の方法（パンフレット、ウェブ、販売店での告知等）で情報提供を行う。
- 組み込まれた水銀使用製品が容易に取り外せない組込製品においては組込製品について、電池等容易に取り外せる形式の場合は電池等の組み込まれた水銀使用製品について情報提供を行う。

3. 土壌汚染等に係る告示等の改正

「土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令」が平成 28 年 3 月 18 日に閣議決定されました。これは、土壌汚染対策法の特定有害物質に、新たにクロロエチレンを追加指定するものです。また、3 月 29 日には土壌環境基準及び地下水環境基準の一部を改正する告示並びに土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等が環境省より公布されました。いずれも施行は平成 29 年 4 月 1 日からとなります。改正の概要は以下の通りです。

1) 土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）… 特定有害物質の追加

現在：25 物質 ⇒ 施行後：クロロエチレン（別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）加えた 26 物質

- 【第 1 種】四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン
- 【第 2 種】カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- 【第 3 種】シマジン、チオベンカルブ、チウラム、PCB、有機りん化合物（パラチオン、メパラチオン、メチルパラチオン、EPN に限る）

2) 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）… 項目追加

	地下水基準	第二溶出量基準	土壌溶出量基準	土壌ガス調査における 定量下限値
クロロエチレン	1 L につき 0.002mg 以下	検液 1 L につき 0.02mg 以下	検液 1 L につき 0.002mg 以下	0.1 volppm

以下の告示においてクロロエチレンの測定方法が設定されます。

- 地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法（平成 15 年環境省告示第 17 号）
- 土壌溶出量調査に係る測定方法（平成 15 年環境省告示第 18 号）
- 土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法（平成 15 年環境省告示第 16 号）

3) 土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年環境庁告示第 46 号）… 項目追加

クロロエチレン （別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること

4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年環境庁告示第 10 号）… 項目名変更

現在：塩化ビニルモノマー ⇒ 施行後：クロロエチレン（別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）

5) 汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）… 測定対象物質一部削除

これまで一部の大気有害物質排出実態の把握のために、汚染土壌処理施設における排出時の測定等を課してききましたが、実態の把握が進んだことから、当該物質については測定対象から削除することとなりました。

4. 水質汚濁防止法に係る改正

1) ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直しについて

上記の3項目については平成13年7月1日より一般排水基準が適用され、併せてこの基準に直ちに
対応することが困難な業種については暫定排水基準が設定されています。適用業種と基準は3年毎に見直
されており、**平成28年7月1日から施行**された内容は下表の通りです。

業種	暫定基準 (mg/L) 前：H25.7.1～H28.6.30 後：H28.7.1～H31.6.30	ほう素及びその化合物		ふっ素及びその化合物		アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
		前	後	前	後	前	後
電気めっき業	平均排出水量が50m ³ /日未満	40	30	50	40	300	一般
	平均排出水量が50m ³ /日以上			15	15		
ほうろう鉄器製造業		50	40	15	12	一般	一般
うわ薬製造業	ほうろううわ薬を製造	50	40	15	12	一般排水基準 へ移行	一般
	うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造	140	140	一般	一般		一般
粘土瓦製造業	うわ薬瓦を製造	120	一般	一般	一般	一般	一般
貴金属製造・再生業	一般排水基準へ移行	50	40	一般	一般	3000	2900
下水道業	温泉を利用する旅館業の特定事業場(下水道法上)からの排水を受け入れ、かつ一定の条件に該当するもの	50	50	一般	一般	一般	一般
	下水道法施行令上の特定公共下水道に係るもので、かつ、トリブデン化合物製造業又ジアルコキウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場からの排水を受け入れているもの	一般	一般	一般	一般	150	130
金属鋳業		100	100	一般	一般	一般	一般
旅館業	昭和49年政令第363号(*)の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するもので、平均排出水量が50m ³ /日以上のもの	500	500	15	15	一般	一般
	自然湧出以外の温泉を利用するものであって平均排出水量が50m ³ /日未満であるもの又は昭和49年政令第363号(*)の施行の際現に湧出していた温泉を利用するもの			30	30	一般	一般
	自然湧出の温泉を利用するものであって平均排出水量が50m ³ /日未満であるもの又は昭和49年政令第363号(*)の施行の際現に湧出していた温泉を利用するもの			50	50	一般	一般
酸化コバルト製造業		一般	一般	一般	一般	160	160
ジアルコキウム化合物製造業		一般	一般	一般	一般	700	700
トリブデン化合物製造業		一般	一般	一般	一般	1700	1500
パナジウム化合物製造業		一般	一般	一般	一般	1700	1650
畜産農業		一般	一般	一般	一般	700	600
【参考】一般排水基準	海域以外の公共用水域に排出		10		8		100
	海域に排出		230		15		100

(※)昭和49年政令第363号：水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

2) 化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量の総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲改正について

化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量のそれぞれについて、総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部が**平成28年9月5日に改正**されました。

☆ 水質総量規制とは、国が指定する海域を対象に、流入する汚濁負荷を内陸府県を含めて総合的に削減する制度。現在指定されている海域は、東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海。

5. 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」の一部を改正する告示の公布について

測定精度の向上等を図るため、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」の一部を改正する告示が平成28年8月19日に公布・施行されました。

【改正の概要】

- ① パネルの要件について、「正常な嗅覚」という表現を「判定試験に適した嗅覚」に改める。
- ② 臭気判定士によるパネル選定試験について
 - ・5枚のにおい紙に無臭の流動パラフィン(3枚)及び基準臭液(2枚)を浸す順番を特定しないこととする。
 - ・5種類の基準臭液のうち1種類のみ間違えた場合、間違えた基準臭液について2度再検査し、2度とも正しく選んだ者を合格とする。
- ③ におい袋の試料導出口について、現行のガラス管に加え、一定の条件を満たす材質のものも可とする。
- ④ 判定試験のにおい袋(フラスコ)選定操作において、いずれかの付臭におい袋(フラスコ)を必ず回答することに改める。
- ⑤ 排水試料の判定試験において、試料水からの過剰なにおいの発散を抑えるため、先にフラスコに無臭水を入れた後、試料水を注入する手順に改める。
- ⑥ 環境試料の臭気指数の算出式を改める。(電卓と表計算ソフト等、計算手法によらず結果を一致させるため)
- ⑦ 臭気排出強度は有効数字2桁とする。

6. 新潟県エコアクション21 10年継続表彰式典/セミナー

○ 平成28年度「新潟県エコアクション21 10年継続表彰式典/セミナー」を開催しました

去る11月29日、「新潟県エコアクション21 10年継続表彰式典/セミナー」(於まちなかキャンパス長岡(長岡市))を昨年度に引き続き開催し、登録継続10年を迎えられた新潟県内の16事業者様に対し記念品と感謝状を贈呈させていただきました。本式典には12社からご出席を賜りました。環境省が策定したエコアクション21に長年にわたって取り組み、地球と地域の環境保全に貢献された事業者様に深く感謝申し上げます。



【受賞事業者】(敬称略、認証・登録番号順)

株式会社サセキ信越、新和メッキ工業株式会社、柏崎ユーエステック株式会社 本社・本社工場及び安田工場、株式会社犀潟鉄工所、株式会社ゴーナイエレクト、株式会社マツウラセイキ、株式会社アツマテクノス、協和工業株式会社 新潟事業所、信越アステック株式会社 上越支社、ウエノテックス株式会社、株式会社飯塚鉄工場 本社工場及び安田工場、株式会社フジ・エンバイロ、有限会社熊木組、株式会社共進興業、株式会社不二産業、柏崎市役所

😊 新潟県環境賞(環境教育・学習部門)を受賞しました

弊センターでは、幼児から大人まで、受講者の年齢にあわせた参加型の環境講座「エコライフ出前講座」を行っています。開始から15年で延べ2,206回、133,564人と多くの方に参加いただきました。今後も受講効果と利便性の向上に取り組みながら継続して参ります。無料ですのでぜひご利用ください!



(新潟県産スギ材の表彰状です!)

一般財団法人 上越環境科学センター

〒942-0063

新潟県上越市下門前 1666 番地

TEL:025-543-7664 FAX:025-543-7882

E-mail: info@jo-kan.or.jp

URL: http://www.jo-kan.or.jp

担当: 業務課/佐賀・森

★今年度より部署名を変更しました

(業務1課・業務2課が統合しました)

【編集一口メモ】

公益財団法人日本漢字能力検定協会が、毎年年末に一年の世相を表す漢字と理由を募集し、1位の漢字を発表しています。今年は「金」になりました。リオ五輪の過去最多メダル獲得、政治資金私的流用問題、東京五輪施設や豊洲移転に絡む巨額費用の問題、そしてPPAPのピコ太郎さん等に注目が集まったようです。

皆さんにとっての今年の漢字は何でしたでしょうか?

JECニュースをご覧くださいありがとうございます。
ご意見・ご感想などをお寄せいただければ幸いに存じます。

(編集担当: 佐賀)